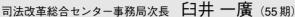


羅針盤

大阪弁護士会との司法改革交流会





本会と大阪弁護士会との司法改革交流会が,2008 年3月1日午後1時から午後5時まで,大阪弁護士会 館12階1203会議室において開催された。

出席者は、本会からは、司法改革総合センターの 委員18名と2007年度・2008年度の正・副会長12名、 大阪弁護士会からは、司法改革推進本部委員14名と 2007年度・2008年度の正・副会長16名であった。

法曹人口問題についての活発な議論がある一方で、 裁判員制度の導入と被疑者国選弁護制度の本格実施 を間近に控え、司法改革の総仕上げの体制づくりの 時期ともいえる今日、本会と大阪弁護士会が司法改 革に関し率直な意見交換をすることの意義は大きい。

そこで、本稿では、そこで交わされた議論をご紹介 する。

<内容>

- 討議テーマ1(本会提案)新進会員活動委員会の研究成果について
- 討議テーマ2 (大阪弁護士会提案)
 - (1) 法曹人口問題連続シンポについて
 - (2) 第二期地域司法計画について

※なお、本稿に記載した出席者の肩書は、この交流会が開催された2008年3月現在のものである。

大阪弁護士会との交流会の沿革・意義

この交流会は、本会と大阪弁護士会の司法問題を 担当する委員会が当面する司法状況に関して両弁護 士会の活動と成果を交換し、司法問題対策活動の発 展に資することを目指している。

例年,委員はもちろん,当年度及び次年度の正・副会長が顔を揃え,活発な意見交換が行なわれている。なお,開催場所は,隔年で東京の弁護士会館と大阪の弁護士会館である。

テーマ 1

新進会員活動委員会の研究成果について

<配付資料>

- 1. 「東京の若手弁護士の声」進行表
- 2. 現行60期・新60期アンケート分析
- 3. 東京弁護士会における就職問題(LIBRA2007年6 月号特集「新進会員活動委員会 | 抜粋)
- 4. 最初に勤務した事務所を退所するまでの期間調査 結里
- 5. 若手弁護士へのインタビュー結果 (52 期から新 60 期までの8 類型)
- 6. 別紙1 座談会 法曹人口の増大と質の確保 (LIBRA2008年3月号特集) 別紙2 若手にちょっと役立つマメ知識 第3回 「弁護士会館活用法」(LIBRA2008年3月号連載)

まず、新進会員活動委員会の委員長でもある杉村

亜紀子委員より,新進会員活動委員会の目的,設置時期,構成メンバー,活動内容,組織形態が紹介された。次に,高橋太郎事務局次長より,新進会員活動委員会による現行60期・新60期の意識調査の報告があった(現行60期:211名,回収率80.5%。新60期:163名,回収率90.5%)。これは,2006年度の54期から59期までのアンケートの続編であり,就職活動,就職先事務所,将来の意向等を調査した。なお,この結果については,新進会員活動委員会においてさら

次に, 弊職より, 本会会員52期123名,55期157名,59期225名が最初に勤務した事務所を辞めるまでの期間(12ヶ月以内,36ヶ月以内,60ヶ月以内)を調査した結果の報告があった。12ヶ月以内の上記3つの期の各数字は8名(6.5%),16名(10.2%),17名(7.6%)であり,移籍先の見つけやすさの相違が,55期と59期の結果を分けたのではないかとの分析が述べられた。

に分析をすすめ、別途、報告がなされる予定である。

次に, 堂野達之事務局次長, 青柳周事務局次長及び 上記3名より, 「諸類型の若手弁護士の考え方レポー



ト」があった。①会務を熱心にやりつつ独立した52 期,②同55期,③会務に熱心な事務所で最初からパートナー契約の56期,④会務を熱心にやりつつ他事務所へ移籍してパートナー契約をした56期,⑤インハウスロイヤーの59期,⑥大規模にクレサラ事件を取り扱う事務所の59期,⑦大規模事務所に就職して会務をやらない現行60期,⑧自宅登録弁護士の新60期の8類型である。

最後に、堂野事務局次長より、「若手修習委員から見た昨今の修習」の報告があり、司法修習委員会の一委員の立場から、修習生の増加で模擬裁判が必修から選択となり、「技の伝承」が弱くなる危惧が述べられた。

テーマ2(1)

法曹人口問題連続シンポについて

<配付資料>

- 1. 大阪弁護士会における連続法曹人口問題シンポジウムの取り組み
- 2. 「このままでいいのか! 法曹人口」(月刊大阪弁 護士会特集)

まず、谷英樹・司法改革推進本部法曹人口問題部 会長より、4回にわたる連続シンポジウムを行なった 旨の報告があった。

シンポジウムの目的は、法曹人口の増加によって生じる影響とその対応策について広く情報を交換して、問題意識を共有するというものである。テーマは、第1回目(2007年8月3日)が各委員会の法曹人口の増加への取り組みの紹介、第2回目(同年10月17日)が「法的ニーズと業務の観点から探る法曹人口問題」、第3回目(同年12月5日)が「過疎・偏在解消の問題をどう考え、どう取り組むか」、第4回目(2008年2月21日)が「法曹人口問題からみた法曹養成の課題」であった。法曹人口問題と法曹養成とは不可分一体であると思われる。

テーマ2(2)

第二期地域司法計画について

<配付資料>

- 3. 地域司法計画の取り組み 一意義と課題—
- 4. 大阪地域司法計画 2008 あなたにも 届いていますか 法的サービス—

次に、松森彬・大阪地域司法計画プロジェクトチーム座長より、「地域司法計画の取り組み―意義と課題―」についての報告があった。

大阪弁護士会が作成した「大阪地域司法計画2008」は、大阪における市民の法的問題とその法的救済方策を検討した上で、市民に対して様々な法的サービス(法律事務所、弁護士会、法テラス、裁判所、検察庁、ADR、裁判員裁判、法曹養成、自治体)の提供を目指すものである。弁護士会にとっての課題として指摘された①自治体・行政相談窓口との連携、②相談体制の整備(法律相談の無料化、専門性を備えた弁護士の養成と専門相談の充実、専門相談の拡充、相談場所・時間帯等の拡充など)は、当会にとっても示唆に富むものと思われる。

なお,地域別の登録弁護士数の分析から,大阪弁 護士会内,近畿弁護士会連合会内においても弁護士 の偏在があることが指摘され,その解消のための施策 の報告があった。

まとめにかえて

司法改革に関する意見交換会において,50期代の 会員が客観的なデータの分析をふまえて率直な意見を 述べたことの意義は大きい。

今後も、法曹人口問題や地域司法計画など司法改革の課題に、本会や大阪弁護士会の若手弁護士が積極的に関わっていくことが望まれる。